

津市消防本部救急業務実施要綱

平成 18 年 1 月 1 日消防本部訓第 48 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日消防本部訓第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市消防本部救急業務実施規程（平成 18 年津市消防本部訓第 47 号。以下「規程」という。）の規定によるもののほか、救急活動の適正かつ効率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急救命処置 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する救急救命処置をいう。
- (2) 指示病院 救急救命士（以下「救命士」という。）が救急救命処置を行うために医師の指示を受ける医療機関として津市と救急救命士業務に係る救急救命処置に関する覚書を締結した医療機関をいう。
- (3) 心電図伝送装置等 救命士が救急救命処置を行うに係る具体的な指示を得るため傷病者の生体情報を医療機関に送信する送受信装置をいう。

(救命活動の原則)

第 3 条 救命活動は、救命士が心肺機能停止状態と認められる傷病者の症状を指示病院の医師に心電図伝送装置等によって伝え、当該医師の具体的指示を受けて救急救命処置を行い、指示病院等に速やかに搬送して救命を図ることを原則とする。

- 2 救命士は、救急救命処置の実施前に家族等に傷病者の状態を簡潔に伝え、救急救命処置を行うことへの了解を求めるものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。
- 3 傷病者は、第 1 項の具体的指示を受けた医療機関に搬送することを原則とする。

(搬送を拒んだ者等の取扱い)

第 4 条 救急隊長（以下「隊長」という。）は、規程第 10 条に規定する場合であっても傷病者の状態を観察した結果、医療機関へ搬送する必要があると認

めるときは、搬送に応じるよう説得するものとする。

2 前項の規定による説得にもかかわらず搬送を拒んだ場合、隊長は、傷病者又は関係者に対して救急搬送辞退者に対する説示書（第1号様式）にて説示するとともに、関係者の署名を求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、隊長が必要であると認めるときは、関係機関等と協議し、対応するものとする。

（死亡者に係る留意事項）

第5条 規程第12条の規定により、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると判断した場合の取扱いについては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 警察官及び家族等の関係者に対し、事後の処置について確実に引継ぎを行った後に引き上げること。

(2) 隊長は、特別な理由があると認める場合には、署長に報告し、その処置について指示を受けること。

（関係者の同乗）

第6条 規程第14条の規定による関係者の同乗については、救急車の乗車定員及び救急業務の遂行に支障がない範囲において応じるものとする。ただし、隊長が同乗に適しないと認めるときは、この限りでない。

2 隊長は、未成年者又は意識等に障害があり正常な意思表示ができない傷病者を搬送する場合には、家族等の関係者に同乗を求めるものとする。

3 関係者を同乗させる場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 傷病者に対する応急処置に支障とならない安全な座席を指定すること。

(2) 座席に安全ベルトが装備されているときは、これを装備させる等、走行中における動揺及び急制動に対する危害防止に配慮すること。

(3) 交通の状況等、周囲の安全を確認した後に下車させること。

4 前3項に定めるもののほか、関係者の同乗に関し、隊長が必要であると認めるときは、関係機関等と協議し、対応するものとする。

（救急活動上の感染防止対策）

第7条 救急隊員（以下「隊員」という。）は、救急業務の実施に当たっては、感染防止対策として次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 傷病者に対する応急処置に際しては、手袋、マスク等を装着し、血液、唾液、汚物等に直接触れないようにすること。

(2) 感染防止上特に必要がある場合は、ゴーグル、感染防止衣等を装着する

ものとする。

(3) 血液、唾液、汚物等が皮膚に付着した場合は、速やかに石鹼を用いて流水で洗浄し、うがい及び消毒を行うこと。

(4) 使用した救急資器材は、帰署後速やかに消毒等を行うこと。

(要保護者等搬送時の取扱い)

第8条 隊長は、規程第25条の規定により傷病者を搬送した場合には、署長に報告するとともに当該傷病者の居住（居住地不明の場合は事故発生地）する市町村長へ要保護者等搬送通知書（第2号様式）により、連絡するものとする。

(転院搬送の取扱い)

第9条 隊長は、転院搬送を行う場合は、医師の同乗を求めるものとする。ただし、やむを得ないと認める場合には、看護師又は助産師をもってこれに代えることができる。

2 転院搬送を行う場合は、転院搬送依頼書（第3号様式）により担当医師の指示事項及び署名を受けた後、搬送するものとする。ただし、前項の規定により医師等が同乗する場合は、転院搬送依頼書の提出を受けずに搬送することができる。

(消毒の表示)

第10条 隊員は、規程第20条第1項に定める消毒を実施したときは、その旨を消毒実施表（第4号様式）に記入し、救急自動車の見やすい場所に表示しておくものとする。

(救急活動の記録等)

第11条 隊長は、救急出動から帰署したときは、速やかに救急活動の内容を上司に報告するとともに、活動の状況を救急活動報告書（第5号様式）に記録しなければならない。

2 隊長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて特記事項報告書（第6号様式）に記録しなければならない。

3 署長は、前項の救急活動報告書を記録の日から5年間保存するものとする。

(救急救命活動の記録等)

第12条 隊員は、救急救命処置及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第6条第1項に規定する除細動を行ったときは、前条に規定するもののほか、救急救命処置録（第7号様式）に記録するものとする。

2 署長は、前項の救急救命処置録を5年間保存しなければならない。

(教養訓練の実施)

第13条 署長は、隊員に対し救急業務の適正な遂行に必要な教養訓練を計画的に実施しなければならない。

2 教養訓練は、実務研修、実技研修及び総合訓練とする。

(搬送証明の取扱い)

第14条 救急搬送の証明を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、救急搬送証明願（第8号様式）を署長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、被搬送者又はその家族とする。

3 署長は、第1項の規定による提出があった場合において、調査の結果、救急搬送の事実が確認され、支障がないと認めたときは、救急搬送証明書（第9号様式）を交付するものとする。

4 署長は、前項の規定により救急搬送証明書を交付した場合は、救急搬送証明処理簿（第10号様式）により、所定の処置を行うものとする。

(搬送後の引継ぎ)

第15条 隊長は、傷病者を医療機関へ搬送したときは、傷病者の状態及び応急処置等について、別に定める救急活動記録票に記載して医師に傷病者を引き継ぎ、該当欄に医師の署名を受けるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日消防本部訓第5号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

救急搬送辞退者に対する説示書

様

消防署救急隊

救急隊長名

救急要請を受け観察した結果、医療機関で受診されることをお勧めいたします。

搬送を辞退されましたので救急隊は帰りますが、もし後程体調の異変等がありましたら、遠慮
なさらず救急車を要請してください。

通報は、119番が早くて簡単です。

消防覚知年月日	年	月	日	時	分	救急番号	
発 生 場 所							
事 故 内 容							
傷病者の状態							
傷 病 者	住 所						
	氏 名						
	生年月日	年	月	日	生	男・女	
説 示 日 時	年	月	日	時	分		
その後対応	☐ 搬送拒否します。 ☐ 後程、自分で受診します。 ☐ その他（ ）						
関 係	家族（夫、妻、父親、母親、子供） 親戚、同僚						
搬送辞退者署名							
備 考							

津市消 第 号
年 月 日

様

津市 消防署
署 長

要保護者等搬送通知書

下記のとおり要保護者を搬送したので通知します。

記

搬 送 日 時		平成 年 月 日 時 分
搬 送 救 急 隊 名		
傷 病 者	住 所	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日 生
傷 病 発 生 場 所		
傷 病 名 ・ 程 度		
収 容 施 設	名 称	
	所 在 地	
備 考		

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 消防署長

依頼医療機関名

担当医師署名

転院搬送依頼書

次の転院搬送を依頼します。

傷病者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生（ 歳） 男・女
転院先 医療機関名	住所 名称 担当 科 医師
指示事項	
備考	

第4号様式 (第10条関係)

年

消毒实施表

署救急隊

[illegible]

第5号様式(第11条関係)

救急活動報告書

報告者 所 属
階 級
氏 名

印

救急番号		出動署所名		署所番号		出動救急隊		
救急隊長				機関員				
救急隊員				救急隊員				
出動場所						区 分		
事故内容						事故種別		
覚知方法		通報者氏名		電話番号				
覚知日時		指令日時		覚知～指令		分		
出動日時		現着日時		覚知～現着		分		
現場出発日時		現着～現発		分		帰署日時		
傷病者情報								
氏 名		住 所						
生年月日		(年齢) 歳		(性別)		職業		
傷病名		傷病程度		搬送別				
照会回数		回		收容医療機関名		科目		
病院到着日時		覚知～病着		分		不搬送理由		
転送情報	第1	医療機関名		理由				
		到着日時		出発日時		分		
回	第2	医療機関名		理由				
		到着日時		出発日時		分		
観察情報	実 施 時 間		:		:		麻痺	
	J C S						顔貌	
	呼 吸						主 訴	
	脈 拍		回		回			
	血 圧		mmHg/ mmHg		mmHg/ mmHg			
	S p O 2		%		%			
	酸 素 投 与		ℓ		ℓ		血 糖 値	初回値
	E C G							mg/dL
	瞳 孔		右 mm/左 mm		右 mm/左 mm			再測定値
対 光 反 射						mg/dL		
実施基準	緊 急 性		1.重篤		2.重症(共通)		該当	
	(1)脳卒中		(2)心筋梗塞		(3)重症外傷			
	(4)重症熱傷		(5)中毒		(6)喘息			
	(7)吐下血		(8)急性腹症					
	専 門 性		(9)妊産婦		(10)精神疾患			
	3.小児(第1段階)		小児(第2段階)					
	適 応 プロトコール	心肺機能 停止前		心疾患 ショック		低血糖発作		
心肺機能 停止後		除細動		薬剤投与				
応急処置								
使用資機材								
備 考								

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

特記事項報告書

救急番号		覚知年月日	年	月	日	時	分
内 容							

救 急 救 命 処 置 録

総 合 番 号			救急救命士名		印	
消防覚知日時	年 月 日		:	事故種別		
出 動 場 所						
事 故 内 容						
傷病者情報	住 所					
	氏 名				生年月日	性 別
	既往歴					
	現場到着時の状況		意 識	呼 吸	脈 拍	
指示医師	氏 名			医療機関名		
指示要請時刻	指 示 内 容					
時 分	呼吸停止 CPA					
		()				
時 分	CPA前					
救 急 救 命 処 置	呼吸停止・心肺停止 (CPA)			心肺停止前		
	除細動 (AED)	気道確保	静脈路確保	低血糖発作症例	ショック・クラッシュ	
	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	
	初回確認時刻	実 施 時 刻	実 施 時 刻	静脈路確保		
		:	:	血管確保部位		
		()	血管確保部位	使用留置針		
		()	使用留置針			
	1回目					
	:					
	2回目		結 果	結 果		
	:					
	3回目			輸液量	輸液量	
	:		輸液量			
	4回目	換気状態		ml	ml	
	:	実施前		ml	滴下速度	
	5回目			薬剤投与		
	:	実施後				
	6回目			血糖測定値	ショック分類	
	:	換気方法	投与時間及び回数	(複数選択可能)		
	7回目		合 計 回			1回目 mg/dl
	:		1本目 :			2回目 mg/dl
	8回目		2本目 :			
	:		3本目 :			
	9回目	()	4本目 :	ブドウ糖投与量	その他	
	:		5本目 :	ml		
	結 果	結 果	結 果	結 果	結 果	
	中止・未実施理由					
実施者氏名						

救急搬送証明願

年 月 日

(あて名) 消防署長

申請者	住 所	
	氏 名	
	被搬送者 との関係	
被搬送者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

年 月 日 時 分ごろ (市・郡) (町・村)
番地（地内）で発生した救急事故により搬送されたことを証明願います。

1 必要部数 部

2 使用目的

救急搬送証明書

搬送者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

1 津市消防本部覚知 年 月 日 時 分

2 救急事故発生場所

3 傷病者搬送先

所在地

名 称

上記のとおり搬送したことを証明する。

年 月 日

（ ）消防署長

㊞

第10号様式（第14条関係）

救急搬送証明処理簿

番号	月 日	搬送者 氏 名	申 請 者 住 所・氏 名	申請者と の 関 係	部 数	受領 者印	取扱者
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							